

地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払います。

- 住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。
※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- 動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- 共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

地震共済金額 1,000万円あたりの
共済期間 1年の掛金

	住家物件 建物内に住宅部分 がある物件	非住家物件 建物内に住宅部分 がない物件
イ構造(注1)	5,300円	7,700円
ロ構造(注2)	8,100円	11,800円

(注1)イ構造 耐火建築物、準耐火建築物
(注2)ロ構造 イ構造以外の建物

●地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)に応じて、地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額 × 100% (時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額 × 60% (時価の60%が限度)
半壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額 × 30% (時価の30%が限度)

半壊に至らない損害(一部損含む)は地震共済金をお支払いできません。

損害の程度の認定は地方自治体が交付する防災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。防災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

●地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。
※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。
※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

●地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない場合
- 門・塀・垣のみに生じた損害

●その他

- この特約の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震共済金をお支払いします。

地震見舞金補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震や噴火またはこれらによる津波によって建物内収容動産に損害が生じた場合に地震見舞金をお支払いします。

- 専用住宅および併用住宅に収容される生活用動産である「家財」が共済の対象となります。
- 共済の対象が全損、半損または一部損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

この特約の共済金額 100万円あたりの
共済期間 1年の掛金

	収容動産
イ構造(耐火建築物、準耐火建築物等)	650円
ロ構造(イ構造以外の建物)	1,060円

●地震見舞金のお支払いについて

特約共済金額 100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
共済価額の80%以上	共済価額の30%以上80%未満	共済価額の10%以上30%未満
100万円	50万円	5万円
(特約共済金額の100%)	(特約共済金額の50%)	(特約共済金額の5%)

契約限度額…地震見舞金特約における共済の対象は、主契約の建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

●地震保険料控除について

この特約には地震保険料控除は適用されません。

●その他

お支払いする地震見舞金補償特約の地震見舞金総額(1回の地震等につき会員組合全体で50億円以内)を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減してお支払いします。

地震危険補償特約・地震見舞金補償特約に関する注意事項

【地震共済金・見舞金をお支払いできない場合】

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- 地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた事故

【その他】

- 地震に関する特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。